

資料

令和 7 年 11 月 28 日  
行政改革推進会議

令和 7 年秋の年次公開検証の取りまとめ（案）

令和 7 年 11 月 13 日及び 14 日に実施された秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）の指摘事項について、別添のとおり取りまとめます。

# 鉄道駅総合改善事業

## 取りまとめ

---

- 現在設定されているアウトカム指標である段差の解消は、アウトカムではなくアウトプットである。事業全体の進捗をはかるため新たな指標を立てるべきである。
- バリアフリー化事業については新たなKPIの提案があったが、駅改良事業についても迅速に利便性・混雑緩和に係る客観的なKPIの設定とその情報の確保に努めるべきである。
- 人口減少の中、中長期の利用者数等、利用実態を踏まえた採択をすべきである。
- この事業の現状は、経済政策と社会政策の異なる目的のメニューを、ひとつの事業内メニューで分ける形になっていることから、駅改良事業とバリアフリー事業など目的ごとに合わせた事業の分割について検討すべきではないか。
- 事業の分割にあたっては、地方公共団体の財政力や鉄道事業者の収益性にも着目すべきである。特に、大手鉄道事業者に対しては、国の予算による補助に限らず、融資など別の金融的手法を含め検討すべきである。

○国として鉄道事業分野の発展に向けたグランドデザイン、そのうちステークホルダーが担うべき役割が明確化するよう国交省がイニチアチブをとった上で、限られた予算の中、優先順位を持って政策を推進していくべきである。

# いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

## 取りまとめ

---

- いじめ・不登校の問題は深刻さを増しており、本事業がその解決に向けた重要な施策であることが認められる。しかし今後に向けては、以下の点に留意すべきである。
- スクールカウンセラー(以下 SC)、スクールソーシャルワーカー(以下 SSW)一人当たりの予算上の投下労働時間や実労働時間、相談件数のデータ等を把握・分析し、政策効果を検証すべき。
- 本事業は SC、SSW の配置に係る予算が大宗を占めるが、各学校等への SC、SSW の配置のみならず、地域の教育相談機関等における支援のほか、法務省の人権擁護委員との連携・活用といった、経路が異なる重層的なアプローチも重要である。
- 小中学校、市区町村の教育委員会、都道府県の教育委員会と段階の多い構造ではあるが、工夫して情報把握と支援内容の周知に努めるべき。
- 文部科学省が掲げる「不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指すとの目標に鑑み、不登校でも学びにアクセスできている子の状況を把握可能とする指標を長期アウトカムに設定していくべき。

- 短期アウトカムに本来求められる、受益者（児童生徒）の視点で事業の効果を把握・検証可能な指標を設定すべき。
- なお、本事業に限らず、全ての府省庁においては、EBPMの定着・深化のため、上記の視点に基づき、しっかりと対応すべきである。

# 安定供給確保支援事業（重要鉱物）

## 取りまとめ

---

- 成果目標・指標の設定に当たっては、
  - － 採鉱やFS事業、鉱山開発事業等の段階の異なる事業や性質の異なる鉱種ごとに定量的な短期又は中期アウトカムを設定するなど、最終目標への進捗を可視化すべき。
  - － 短期アウトカムと中期アウトカムが重複しているため、短期・中期で達成すべき成果目標を改めて検討すべき。
  - － 長期アウトカムについて、鉱種ごとの資源確保量というインパクトではなく、本事業で目指すべき目標について指標を設定すべき。
  - － 事業の中止や縮小のリスクを踏まえて、アウトカム目標の設定や交付決定期間を検討すべき。
- より効果的・効率的に重要鉱物の特定国への依存度を下げ、産業界全体のサプライチェーン構築を加速させるため、下流における様々な事業との連携をさらに強化していくべき。
- 毎年度の執行乖離の現状や事業開始当初からの状況変化を踏まえ、事業費見込みを精査するとともに、基金設置法人の管理費見込みが適正なものとなるよう定期的にモニタリングを行い、適切に保有割合を算出した上で具

体的かつ詳細に基金シートにおいて示すべき。

- 安定供給確保支援事業の重要鉱物と可燃性天然ガスのように、同様の政策目的を持ち、同一の基金設置法人に造成しているのであれば、別々に基金造成・予算措置をするのではなく、一つの基金事業にすることで、保有すべき資金の規模や管理費・事務の効率化を図ることができないか、組織横断的な観点から検討すべき。
- 案件採択に当たって、事業者の申請書に経済性評価等を審査できるような記入欄を設けるなど、事業者のキャッシュフローや経済性の評価といった客観的な指標に照らして厳格に審査できる体制を整備すべき。
- なお、本事業に限らず、全ての府省庁においては、EBPMの定着・深化のため、上記の視点に基づき、しっかりと対応すべきである。

# 装備品安定製造等確保事業

## 取りまとめ

---

- 本事業について、昨年度は、装備品安定製造等確保計画の認定件数も増加し、事業開始当初と比べ、執行率も追いついてきている状況である一方、レビューシートでは、最終アウトカムに向けた効果発現経路の設定が不十分であったほか、また、装備品等の開発及び生産基盤の強化にどの程度効果が出ているのか不明確であり効果測定が適切に行えない状況であったなど、課題もあったところである。ただし、この点、防衛省でも検討が進められている。
- 今後、本事業がより一層の効果が認められるような取組となるよう、次の点について、更なる検討を行い、必要な見直しを行っていくべきである。
- まず、本事業が、装備品等の開発及び生産基盤の強化にどの程度寄与しているかの効果検証を可能とする観点から、複数の事業メニューに応じてアクティビティ・アウトカム指標を設定するほか、できるかぎり定量的かつ適切な短期・中期・長期アウトカムの設定を検討すべき。例えば、装備品安定製造等確保計画の特定取組の4類型ごとに、アクティビティ・アウトカムを設定することなどが考えられる。
- また、装備品の安定的な製造等を確保するための取組に必要な経費を国費

で支払う意義について、広く国民から理解を得る観点から、サプライチェーンリスクの効果的な把握に努めるほか、受注企業側にもインセンティブを与え、コストダウンを促す枠組みを検討するなど、限られた予算の中で政策効果を高めるための戦略的な工夫について検討すべき。

- さらに、安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛産業の特殊性や防衛産業の直面する様々なリスク、昨今の技術的進展の状況等を踏まえ、防衛生産基盤の維持・強化の戦略的な推進のために、本事業の対象者（特にプライム企業の先にいるサプライヤー事業者）や指定装備品について、事業執行の優先順位付けを行うべきである。また、防衛省所管の他の事業による取組とも連携しつつ、民生技術も可能な限り取り入れる形で技術革新を進めることが求められるほか、装備品の輸出促進に関する検討を深める余地がある。
- なお、本事業に限らず、全ての府省庁においては、EBPMの定着・深化のため、上記の視点に基づき、しっかりと対応すべきである。

# 「デコ活」（脱炭素につながる 新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業

## 取りまとめ

---

- 脱炭素を取り巻く我が国の状況として、令和7年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2030（令和12）年度目標、2050（令和32）年ネット・ゼロを目指し、脱炭素と経済成長の同時実現を目指すこととしている。そのような目標を達成するために、暮らし分野の脱炭素を進める本事業においては、様々課題があるところ、今後の中長期的な事業設計を見据え、特に以下の事項に取り組む必要がある。
- 本事業が複数の異なる事業で構成されていることから、レビューシートの作成の際には、事業内容や性質に応じてアクティビティを適切に区分し、脱炭素関係施策の中での本事業の位置づけや関係省庁との役割分担を踏まえ、その目的や解決すべき課題等を分かりやすく丁寧に記載すべきである。
- 本事業の活動の増加がそのままCO<sub>2</sub>排出削減量の増加につながるという単純な論理的なつながりではなく、国民の行動変容がどのようにCO<sub>2</sub>排出削減の取組につながり、最終的にCO<sub>2</sub>排出削減量の増加につながるのかということがわかるよう、論理の飛躍を排除し、ロジックモデル・効果発現経

路の精緻化を行うべきである。

- 本事業のアウトカム指標である脱炭素効果については、行動変容が引き起こす新たな経済活動等による副次的な影響を含め、ライフサイクル全体のCO<sub>2</sub>排出量を十分に考慮するとともに、関連の脱炭素施策と連携しながらその政策効果を発揮するという本事業の特性を考慮し、
  - 支援を行った場合と行わなかった場合を比較する With-Without 分析
  - 支援前後の状況を比較する Before/After 分析といった政策効果の計測に資する様々な分析手法を踏まえ、より精緻な状況の把握・評価に向け、指標の在り方や計測方法を見直すべきである。
- 社会実装型取組においては、各企業・団体でも実施可能な個別の分野の消費拡大や個別の製品やサービスの普及啓発の取組にとどまるのではなく、事業効果の更なる増大を目指し、国として支援する必要性が高い取組に注力する等、採択方法の更なる改善に向けて抜本的な改革を進めるべき。
- 事業の執行に当たっては、本事業の実施状況を丁寧に把握し、行動変容に向けた普及啓発や社会実装型取組等に係る各指標に関する毎年度の実績や成果を把握し、レビューシートに速やかに反映すべき。
- 毎年度の成果や事業を通して得られた知見を分析し、PDCA サイクルを回し、本事業の政策効果の最大化に努めるとともに、事業内容の評価・改善を継続的に行うべき。
- なお、本事業に限らず、全ての府省庁においては、EBPM の定着・深化のた

め、上記の視点に基づき、しっかりと対応すべきである。

# デジタル基盤改革支援補助金

## 取りまとめ

---

- 標準準拠システムへの移行が 2026（令和 8）年度以降になる「特定移行支援システム」などについては、2030（令和 12）年度までの移行完了を確実なものとすべく、各自治体の実態をより的確に把握した上で、各自治体の抱えるボトルネックの解消に向けた関係部署の連携を更に強化するとともに、最終目標への進捗を定量的に可視化する短期又は中期アウトカムを設定すべき。
- 各自治体の実態を踏まえた上で計画的に事業を進めることで、基金方式によることなく通常の予算措置により実施できないか、基金方式とせざるを得ない場合であっても、各年度における現実的な交付決定見込みや事業費支出見込みを算出して、可能な限り基金残高が小さくなるよう予算措置することが出来ないかを検討すべき。また、こうした今後の見込み内容については、第三者がその妥当性を検証することができるよう、基金シートにおいて具体的かつ詳細に示すべき。
- 本事業は補助率 10 分の 10 としており、構造上、価格が高止まりする懸念が存在することから、見積りの基準となる人件費率や原材料価格を規定するなど、総務省及びデジタル庁は、移行経費を抑えられるような更なる取

組を検討すべき。

- 次回の予算措置については、現実的な見込みを算出した結果を踏まえつつ、令和5年12月に策定された「基金の点検・見直しの横断的な方針」における「基金への新たな予算措置は3年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する」という3年ルールに則ったものとなっているかを含め改めてその必要性を検討すべき。
- その前提として、行政改革推進本部事務局は、3年ルールの具体的な適用について、
  - － 基金設置法人による採択・交付決定・支出のプロセスも踏まえた予算措置額の具体的な考え方
  - － 積み増しをする場合の既存基金残高との関係や条件などの点について、その趣旨に基づき明確に示すべき。また、予算措置されてから長期にわたって支出されない金額については、相当の機会費用が生じることを踏まえ、財政資金の効率的な活用の観点から、保有資金が長年使われずに残ることなく適切な保有資金規模となるよう対応すべき。
- 本基金に限らず、基金を所管する全ての所管府省庁においては、
  - － 事業の効果検証に必要な成果目標・指標が適切に設定されているか、
  - － 基金方式によることなく通常の予算措置により実施できないか、

- 現実的な事業見込みが算出され基金シートに具体的かつ詳細に記載されているか、
  - 予算措置は3年ルールに則ったものとなっているか、
  - 保有資金規模は適切か
- 等の観点から、早急に基金の点検を実施すべき。また、こうした指摘が繰り返されぬよう、所管府省庁が責任をもって点検を行い、基金の適切な管理に不断に取り組むべき。
- なお、本事業に限らず、全ての府省庁においては、EBPMの定着・深化のため、上記の視点に基づき、しっかりと対応すべきである。

# 重層的支援体制整備事業交付金

## 取りまとめ

---

- 修正して提出されたロジックモデルは、事業を構成する「既存の制度や事業の一体的な運用」及び「多機関協働事業の調整機能」の性質の違いを十分に反映した形でアクティビティが区分けされておらず、それぞれのアクティビティに応じたアウトカムも示されず、また、自治体が陥りがちなボトルネックを念頭に置いたアウトカムがないなど、適切に設定できていない。さらに、既に事業開始から一定期間が経過しているにも関わらず、実態把握ができるおらず、現場における課題が反映できていないことから、政府全体で求める基礎的なEBPMがなされていない。
- 厚生労働省は、事業の性質を踏まえてアクティビティを詳細に設定するとともに、アウトカムを見直すことにより、自治体が目指すべき段階を明確に示すべき。
- さらに、性質上その効果を直接計測することが困難な事業についても、まずは目指すべき状態を具体的に明示しつつ、必要に応じて、質の評価を可能とする定量指標を導入するなど、事業の進捗状況や効果を適切に把握する手法を検討すべき。
- 特に、既存相談支援機関の連携体制構築・対応力向上を目的とした多機関協

働事業については、現場で事業を実施する自治体が、何のために、何を、どのように、どこまで取り組むべきかを具体的に把握できるよう、事業の目的及び厚生労働省が求める要件等の水準を明確化すべき。なお、自治体における事業の進捗（アウトカム達成状況）の評価の在り方については、既に体制が十分整っているためにアウトカムが良好な自治体を過剰に支援するような結果とならないよう、自治体ごとの政策資源や支援ニーズ等の状況の違いも十分に反映しつつ、自治体の現場の実情を踏まえて事業の特性からも、また、なにより、評価は次なる改善を見出すことを目的とするものであるとの認識の下、慎重かつ丁寧に検討すべき。併せて、厚生労働省の設定した事業の目的や要件に沿わない運用実態が見られる場合には、交付対象外とするといった方法も検討すべき。

○事業の活用に当たっては、行政及び関係機関の合意形成の下、地域における支援対象者数等を踏まえ計画的に体制整備を進めることが重要である。このため、厚生労働省は、自治体における支援ニーズの把握や地域資源の掘り起こしの手法の提示を行うとともに、事業の質の担保と効果的な実施に資するよう、事業実施計画の作成ガイドや因果関係の分析を含めた優良事例の横展開を図り、自治体において役立つ手立てを構ずるべき。

○本事業は、既存の制度では解決できない複雑かつ困難なケースへの対応を行うための体制の整備を行うものであることから、現場における事務負担軽減

策やノウハウ共有の円滑化策など、自治体が困難なケースに直面する支援者の支援を効果的に実施できる手法を検討し周知すべき。

○比較的規模の大きい自治体においては創意工夫により事業を有効に活用する事例も見られるが、特に小規模の自治体においては、職員数も限られており単独での体制整備が困難であることから、自治体における包括的な支援体制の整備に当たっては、将来的な支援体制の見通しを踏まえ、都道府県による支援については、重層的支援体制整備事業を活用しない選択肢も含めて、画一的ではなく各自治体の実情に応じた在り方を検討すべき。